

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例四十七号

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例の一部を改正する条例

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例の一部を改正する条例

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例（平成二十四年広島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職業訓練の基準） 第五条（略） 一・二（略） 三 専門課程（法第十五条の七第一項第二号の長期間の訓練課程をいう。） 訓練の対象者、教科、訓練の実施方法、訓練期間、訓練時間、設備、訓練生の数、職業訓練指導員及び試験</p>	<p>（職業訓練の基準） 第五条（略） 一・二（略） 三 専門課程（法第十五条の七第一項第二号の長期間の訓練課程をいう。） 訓練の対象者、教科、訓練期間、訓練時間、設備、訓練生の数、職業訓練指導員及び試験</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例の規定は、令和二年九月一日から適用する。